



Agriculture & Livestock Industries Corporation

獨立行政法人 農畜產業振興機構





農畜産業振興機構（alic、エーリック）は、
国が企画立案した農畜産業に関する政策を効果的かつ効率的に執行するために
法律に基づき設立された独立行政法人です。

alicは、

- ①国内の農畜産物の生産者などの経営安定対策
- ②需給調整・価格安定対策
- ③自然災害や家畜疾病の発生などに対応した緊急対策
- ④これらに関連する情報収集提供

などを的確に実施することを通じて、農畜産業及びその関連産業の健全な発展と
国民消費生活の安定に寄与し、国民の皆様の期待と信頼に応えてまいります。



トップメッセージ



alicは、平成15年10月の発足以来、国民生活において不可欠な畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の安定供給を図るため、生産者の経営安定対策など様々な取組を行ってきました。

畜産物や野菜は、飼料や燃料の国際取引や天候による生産の動向などに伴う価格の変動が起こりやすく、砂糖やでん粉は、外国産との価格差が大きいものの品質面での差別化が困難です。

このため、畜産物及び野菜については、価格低落時などに生産者に補給金を交付するとともに、砂糖及びでん粉については、割安な輸入糖やコーンスターチ用とうもろこしなどを輸入する者から調整金を徴収し、これらを財源に国内の砂糖やでん粉に対して交付金を交付する価格調整の業務などを行っています。

alicは、農畜産物の価格安定のためのセーフティネットであるこれらの業務の実施により、農業の再生産を図ることで、生産者が経営の拡大や生産性の向上など新たな取組に安心してチャレンジすることができる環境づくりを支えています。

わが国の農畜産業をめぐる環境の変化を踏まえ、平成30年12月30日に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(TPP11協定)の発効に伴い、生産者の方々の経営安定に万全を期すため、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)、養豚経営安定対策事業(豚マルキン)が法制化されたほか、砂糖の価格調整制度の対象に加糖調製品が新たに追加されたところです。

引き続き、農畜産業をめぐる環境の変化を踏まえ、農畜産業に関連する情報の収集提供などを的確に実施し、alicに求められる使命の実現に向け、役職員一同、機動的かつ効率的な業務の実施に全力で取り組んでまいります。皆さま方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

理事長

佐藤一雄



【生産者を支え、安全で品質の優れた国産の農畜産物を安定的に消費者の皆様へ】



畜産
(肉畜・食肉、酪農・乳業)

P06-09



野菜

P10-11



砂糖・でん粉

P12-13



情報収集・提供

P14

alicの取組

経営安定対策

生産者などの経営を支援し、安全で品質の優れた国産農畜産物が安定的に提供されるようにする業務

需給調整・価格安定対策

農畜産物の供給量や価格が急変動・乱高下しないようにする業務

緊急対策

天災、家畜疾病などの緊急事態に迅速に対応する業務

情報収集・提供

生産者の経営安定や農畜産物の需給動向の判断に資する情報を収集し提供する業務

「alicは日本の多くの農畜産業生産者を支えています」

単位:千戸



酪農家 15.7



肉用子牛生産者 46.5



肥育牛生産者 6.7



養豚農家 2.2



野菜生産者延べ 151.0



てん菜・さとうきび生産者 26.5



でん粉原料用いも生産者 9.3

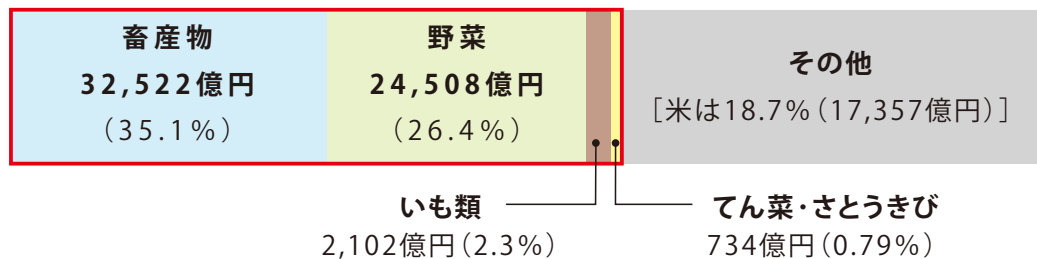
注1:酪農家は乳用牛の飼養戸数(平成30年畜産統計)
 注2:肉用子牛生産者、肥育牛生産者又は養豚農家は、それぞれ肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛肥育経営安定特別対策事業又は養豚経営安定対策事業における平成30年4月時点の契約生産者数
 注3:野菜生産者は指定産地における指定野菜の収穫農家数
 (農協の野菜部会等の構成員を集計)(平成28年度)
 注4:てん菜の生産者は経営所得安定対策における平成29年産加入申請件数
 注5:でん粉原料用いものうち、ばれいしょの生産者は経営所得安定対策における平成29年産加入申請件数

● 農業総産出額 (平成29年)

alic の業務対象は、

畜産物、野菜、砂糖とその原料作物、いもでん粉とその原料作物

と多岐にわたっており、我が国の農業総産出額の約**65%**を占めています。



農林水産省「生産農業所得統計」より推計
 注1:「いも類」は、生食用とでん粉原料用いもの合計額

注2: ()内は、農業総産出額に占める構成比

畜産（肉畜・食肉など）

各種の制度事業や補助事業を実施し、肉牛・肉豚の生産者の経営安定などを図っています。



肉用牛（黒毛和種）

1 経営安定対策

肉牛・肉豚経営は、飼料などのコストや販売価格の変動などによる影響を受けやすいことから、交付金の交付などにより経営の安定を図ることが必要です。

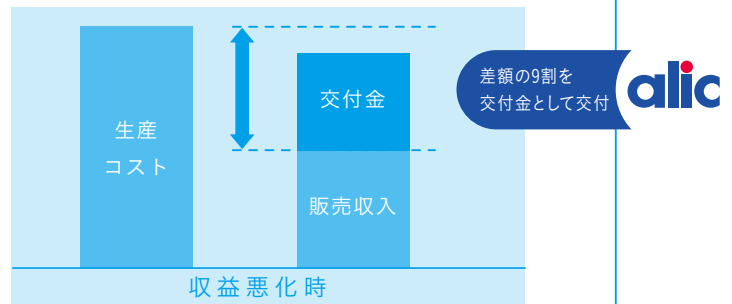
●肉用子牛生産者補給金制度

肉牛となる子牛の生産者の経営の安定を図るため、子牛の販売価格が生産コストに相当する価格を下回った場合に肉用子牛の生産者に補給金を交付します。



●肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）

肉牛肥育生産者の経営の安定を図るため、飼料価格の高騰や牛枝肉価格の低落などにより、販売収入が飼料代などの生産コストを下回った場合、肉牛肥育の生産者に交付金を交付します。



【肉牛の生産者は、大きく分けて母牛から子牛を産ませ販売する肉用子牛生産者と、購入した子牛を育てて肉用に販売する肉牛肥育生産者があります。】

●肉豚経営安定交付金制度 (豚マルキン)

国産豚肉の供給元である肉豚の生産者の経営の安定を図るため、飼料価格の高騰や豚枝肉価格の低落などにより、販売収入が飼料代などの生産コストを下回った場合、肉豚の生産者に交付金を交付します。



●畜産業振興事業

経営安定対策を補完する次のような事業を実施します。

- ①戸数の減少が続く肉用牛繁殖経営の生産基盤強化のためのさまざまな取組を支援します。
- ②産地食肉センター(注)のコスト低減・衛生管理の高度化などのための設備の改善や食肉卸売市場の公正な価格形成のための機能強化などの取組を支援します。
- ③国産食肉の安全・安心に係る情報の収集・普及などの取組を支援します。

注:牛豚との畜・部分加工などを行う施設



牛は、生産から流通・消費の各段階において10桁の数字からなる個体識別情報で一元管理されています(牛トレーサビリティ制度)。生産段階では、耳に装着される耳標(じひょう)で牛の個体識別情報が管理されており、alicはこの取組を支援することで国産食肉の安全・安心に貢献しています。

2 緊急対策

口蹄疫など重大な家畜疾病や肉畜・食肉などをめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、畜産関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施します。

・宮崎県で発生(平成22年4月)した口蹄疫や日本各地で断続的に発生した高病原性鳥インフルエンザでは、影響を受けた農家の経営再開支援などを実施しています。

・平成27～30年台風・豪雨等、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震などでは、被災農家に対し、損壊した施設、機械の補改修、代替家畜の導入などの支援を実施しています。



畜産（酪農・乳業）

各種の制度事業や補助事業、国家貿易を通じ、酪農家の経営や乳製品の需給の安定などを図っています。



乳牛（ホルスタイン種）

1 経営安定対策

酪農経営は、生乳を生産して販売することで収益を得ますが、生乳は牛乳向けや各種乳製品向けに応じて販売価格が異なります。特にバターや脱脂粉乳などの乳製品に向けられる加工原料乳は安く取引されるため、補給金を交付して経営の安定を図ることが必要です。

●加工原料乳生産者補給金制度

- ①乳製品の原料となる生乳の生産者（加工原料乳生産者）の経営の安定と乳製品の安定供給を図るため、バター・脱脂粉乳、チーズ及びクリームなどの乳製品の原料となる生乳を販売した加工原料乳生産者に補給金を交付します。
- ②乳業工場から遠いなどの、条件不利地域の生産者から、生乳が安定的かつ確実に乳業工場へ届けられるよう集送乳調整金を交付します。



酪農家の一般的な1日

（資料：農林水産省生産局畜産振興課「楽酪応援計画」（平成29年4月）

6:00

8:30

16:30

20:30

・給餌・搾乳・ほ乳・清掃

飼料作物の生産・調整、排せつ物の処理、
獣医師・人工授精師への立会、畜舎・農機具の修繕など

・給餌・搾乳・ほ乳・清掃・翌日の準備

●畜産業振興事業

経営安定対策を補完する次のような事業を実施します。

- ①戸数の減少が続く酪農経営の生産基盤強化のためのさまざまな取組を支援します。
- ②周年を通じて拘束時間が長い酪農家の労働負担を軽減するため、搾乳などの日々の作業を代行する酪農ヘルパーの利用拡大への取組を支援します。

2 緊急対策

口蹄疫など重大な家畜疾病や

酪農・乳業をめぐる情勢変化などに伴う影響を緩和するため、
畜産関係者に対する緊急的な支援を畜産業振興事業を通じて実施します。

酪農経営の労働時間削減のための取組を緊急対策として支援します。



搾乳ロボット（農林水産省提供）



3 需給調整・価格安定対策

●乳製品の輸入売買

- ①世界貿易機関（WTO）の協定の下で、国家貿易機関として、毎年度、国際約束数量（カレントアクセス）に基づくバター、脱脂粉乳などの指定乳製品などを輸入し、売り渡します。
- ②バター、脱脂粉乳などの国内価格が著しく高騰し、又は高騰することが見込まれる場合、カレントアクセスに基づく輸入に加え、これらの乳製品を追加輸入し、売り渡します。
- ③民間輸入される指定乳製品などについて内外価格差の調整を図るため、輸入する者から買い入れ、直ちに売り戻す方式により、調整金（国際約束に基づく関税相当量の一部）を徴収します。
- ④①及び②による売買差益や③の調整金は、加工原料乳生産者の経営安定対策の財源として使われています。



輸入バターの保管倉庫

野菜

野菜は、天候によって作柄が変動しやすく保存性も乏しいため、供給量の変動に伴い、価格も大きく変動しやすい作物です。消費者に国産野菜を安定して供給するには、野菜生産者の経営安定、需給調整・価格安定を図ることが必要です。



1 経営安定対策

● 指定野菜・特定野菜

野菜生産者の経営の安定と消費者への国産野菜の安定供給を図るため、消費量の多い野菜（指定野菜及び特定野菜）の価格が一定の価格（保証基準額）を下回った場合に、野菜生産者に交付金を交付します。

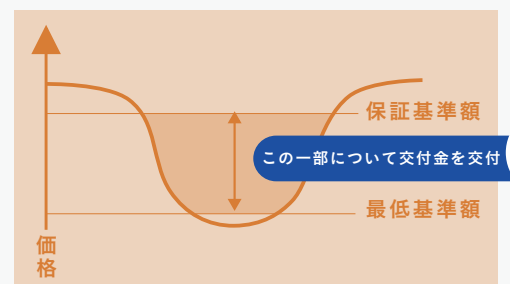
指定野菜(14品目)

- キャベツ
- きゅうり
- さといも
- だいこん
- たまねぎ
- トマト
- なす
- にんじん
- ねぎ
- はくさい
- ばれいしょ
- ピーマン
- ほうれんそう
- レタス

特定野菜(35品目)

- アスパラガス
- いちご
- えだまめ
- かぶ
- かぼちゃ
- カリフラワー
- かんしょ
- グリーンピース
- ごぼう
- こまつな
- さやいんげん
- さやえんどう
- しゅんぎく
- しょうが
- すいか
- スイートコーン
- セルリー(セロリ)
- そらまめ
- ちんげんさい
- 生しいたけ
- にら
- にんにく
- ふき
- ブロッコリー
- みずな
- みつば
- メロン
- やまのいも
- れんこん
- オクラ
- しがらし
- ながうり
- みょうが
- らっきょう
- わけぎ

● 野菜の価格安定制度の仕組み



● 契約野菜

外食・加工業者や小売店など実需者との契約取引に伴う野菜生産者のリスクを軽減し、安定的な契約取引を推進するため、指定野菜及び特定野菜の取引価格が一定の価格（保証基準額）を下回った場合に、野菜生産者に交付金を交付します。



たまねぎの収穫風景

2 需給調整・価格安定対策

● 野菜需給協議会

野菜に係る幅広い関係者が一堂に会し、需給・価格や生産・流通・消費に関する情報の共有化を図ります。



● 緊急需給調整事業

野菜の価格が著しく低落した場合、加工用販売や市場隔離を行った野菜生産者に交付金を交付します。また、著しく高騰した場合には、早取りなどによる前倒し出荷を行った野菜生産者に交付金を交付します。

● ベジ探(野菜情報総合把握システム)などによる情報提供

野菜の価格動向、生産動向、気象、輸出入動向、消費動向など多様な情報を一元的に収集・提供するなど、ホームページを活用した情報提供を行います。



3 加工・業務用野菜対策

加工・業務用野菜とは、飲食店などの外食や総菜などの中食で利用される野菜です。

一方、スーパーマーケットなどでそのまま販売されている野菜は、家庭消費用として区別されています。

加工・業務用野菜は、生活スタイルの変化に伴う食の外部化、簡便化などにより

需要量が増えている一方で、家庭消費用に比べて輸入野菜のシェアが高くなっています。

alicでは、加工用・業務用における国産野菜のシェアを高めしていくため、以下の取組を行います。

● 加工・業務用野菜生産基盤強化事業

加工・業務用野菜の安定生産に必要な土壌改良など作柄安定技術の導入などを支援します。

● 加工・業務用野菜産地と実需者との交流会

加工・業務用野菜への国産野菜利用拡大を図るため、野菜産地と実需者との商談や情報交換の場を提供する「マッチング・フェア」を開催します。



砂糖・でん粉

各種の制度事業を実施し、さとうきび生産者やでん粉の原料であるかんしょ生産者の経営安定などを図っています。さとうきび及びかんしょ生産者の経営は、砂糖やでん粉の内外価格差が大きい中で輸入品との競合による影響を受けやすく、これに自助努力だけで対処するのは困難です。

このため、輸入品から調整金を徴収し、生産者などへの交付金の交付により経営の安定を図ることが必要です。

1 経営安定対策

●甘味資源作物交付金の交付

さとうきび生産者の経営の安定を図るため、さとうきびの生産に必要な経費のうち、砂糖の原料代として生産者に対して支払われる額では賅えない部分について、交付金を交付します。

注：砂糖の原料であるてん菜の生産者に対しては、別途、国から交付金が交付されます。

●国内産糖交付金の交付

国内産のてん菜又はさとうきびを原料として砂糖を製造する事業者（国内産糖製造事業者）の経営の安定を図るため、砂糖の原料代と製造経費のうち、砂糖の販売価格では賅えない部分について、交付金を交付します。

●でん粉原料用いも交付金の交付

でん粉の原料であるかんしょ生産者の経営の安定を図るため、かんしょの生産に必要な経費のうち、でん粉の原料代として生産者に対して支払われる額では賅えない部分について、交付金を交付します。

注：でん粉の原料であるばれいしょの生産者に対しては、別途、国から交付金が交付されます。

●国内産いもでん粉交付金の交付

国内産のかんしょ及びばれいしょを原料としてでん粉を製造する事業者（国内産いもでん粉製造事業者）の経営の安定を図るため、でん粉の原料代と製造経費のうち、でん粉の販売価格では賅えない部分について、交付金を交付します。



でん粉原料用かんしょ(さつまいも)

2 需給調整・価格安定対策

● 輸入糖などの買入れ・売戻し

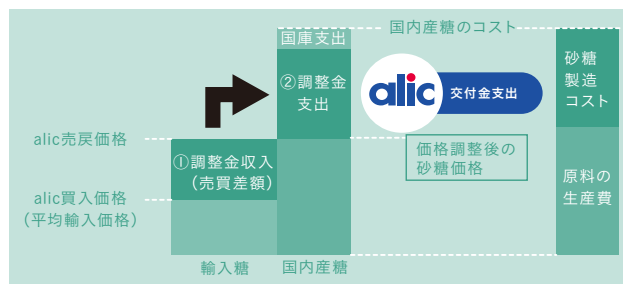
- ① 輸入される砂糖（輸入糖）と国内で製造される砂糖との内外価格差の調整、異性化糖及び輸入加糖調製品（砂糖を加えたココアやあんこなど）の砂糖との価格調整を図るため、これらを輸入する者などからこれを買入れ、直ちに売り戻す方式により、調整金を徴収します。
- ② 徴収された調整金は、甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者の経営安定対策の交付金の主な財源として使われています。



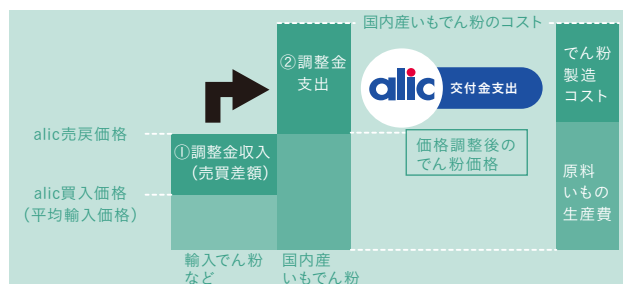
● 輸入でん粉及びコーンスターチ用とうもろこしの買入れ・売戻し

- ① 輸入でん粉などと国内で製造されるいもでん粉との内外価格差の調整を図るため、輸入でん粉及びコーンスターチ用とうもろこしを輸入する者からこれを買入れ、直ちに売り戻す方式により、調整金を徴収します。
- ② 徴収された調整金は、でん粉原料用いも生産者及び国内産いもでん粉製造事業者の経営安定対策の交付金の主な財源として使われています。

● 砂糖の価格調整制度の仕組み



● でん粉の価格調整制度の仕組み



情報収集・提供



ブラジルのさとうきび収穫風景



ニュージーランドの牧場(肉用牛)

農畜産物の生産者の経営安定とその関連産業の健全な発展や価格の安定を図るためには、国内外の農畜産物の需給動向や農業政策、技術革新などの経営安定に資する情報を生産者や加工・流通関係者、消費者などがタイムリーかつ的確に把握できることが極めて重要です。

alicは、職員による現地調査や独自に作成した統計・資料などの収集・分析を行い、生産者の経営安定や農畜産物の需給動向の判断に資する国内外の情報を、生産者、関係業界、行政機関、大学・試験研究機関、消費者などに情報誌やホームページなどを通して幅広く提供しています。

主要な情報提供

● 情報誌(月報)

「畜産の情報」「野菜情報」「砂糖類・でん粉情報」は、需給予測や需給動向の解説、海外の動向や国内の優良事例の調査報告、各種統計資料などを掲載しています。



● ホームページ

情報誌の内容はホームページでも提供しています。また、タイムリーな内外の情報や国内外の生産、輸出入、需給、価格などを幅広く網羅したデータベース、一般消費者を対象とした分かりやすい情報なども提供しています。



● alicセミナー

業務を通じて得られた情報や、これらに関連する様々な情報を広く国民の方々に知ってもらうよう社会的発信の充実に取り組んでいます。

その一環としてalicセミナーを開催しています。



沿革

平成15年度

- 平成15年10月「農畜産業振興事業団」と「野菜供給安定基金」の統合により、「独立行政法人農畜産業振興機構」設立

平成19年度

- でん粉関係の価格調整・経営安定業務を開始
- 鹿児島事務所を新設（地方事務所を10か所から3か所へ集約）

平成20年度

- 蚕糸の売買業務を廃止

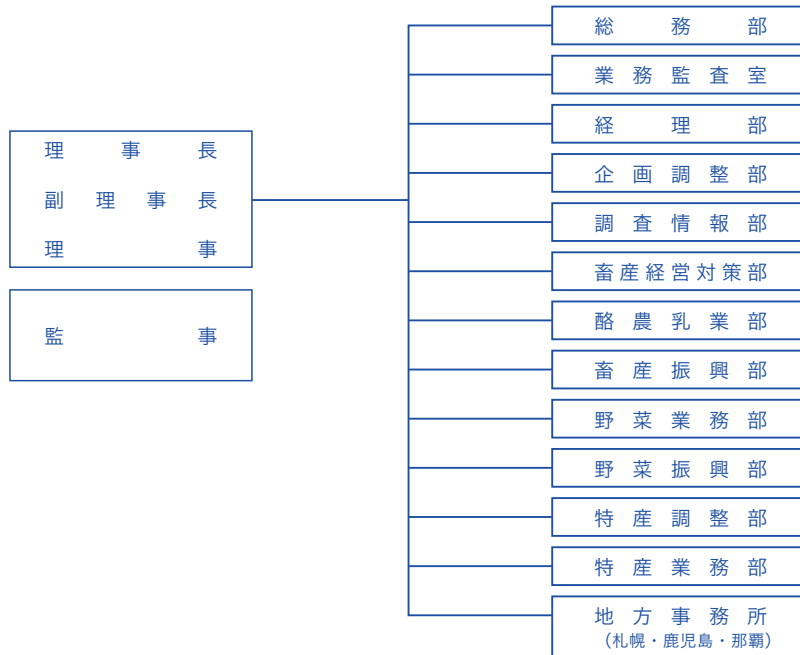
平成21年度

- 野菜の緊急需給調整事業を（社）全国野菜需給調整機構から移管

平成30年度

- 加工原料乳生産者補給金制度の恒久化、交付対象者の拡大
- 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）及び養豚経営安定対策事業（豚マルキン）の法制化
- 加糖調製品を砂糖の価格調整制度の調整金徴収の対象に新たに追加

組織図



●本部所在地

〒106-8635

東京都港区麻布台2丁目2番1号 麻布台ビル

●代表(総合窓口)広報消費者課

TEL 03-3583-8196 FAX 03-3582-3397



●地方事務所所在地

札幌事務所

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7-1

酪農センター内

TEL 011-221-0786

FAX 011-261-0580

鹿児島事務所

〒892-0847

鹿児島市西千石町17-3

太陽生命鹿児島第二ビル7階

TEL 099-226-4731

FAX 099-226-4751

那覇事務所

〒900-0033

那覇市久米2-4-14

JB・NAHAビル3階

TEL 098-866-1033

FAX 098-860-5775

ホームページ : <https://www.alic.go.jp/>

Facebook : <https://www.facebook.com/alicjapan/>

広報誌 : https://www.alic.go.jp/koho/kikaku03_000299.html

